

地方独立行政法人府中市病院機構の財務諸表の確認方針

平成25年3月27日

地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会が地方独立行政法人府中市病院機構の財務諸表の承認に係る意見を聴取されるにあたっては、この方針に基づき財務諸表及び添付書類の確認を行うものとする。

1 提出書類

- (1) 必要な書類の提出（法第34条及び地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則第10条）
 - ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）
 - ② 添付書類（事業報告書、決算報告書、監事の意見）
- (2) 提出期限の遵守（法第34条）

財務諸表及び添付書類の提出が当該事業年度の終了後3月以内

2 財務諸表の整合

- (1) 事業年度の整合性（法第32条）

毎年4月1日から翌年3月31日
- (2) 「地方独立行政法人会計基準」の整合（法第33条）
 - ① 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の確認
 - ② 計数の整合（合計等の基本的な計数の整合）
 - ③ 書類相互間における数値の整合（主要表と附属明細書など書類相互間の整合）

3 監事の意見

財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事の意見（法第34条）

《財務諸表の承認 フロー図》

